

協同組織金融機能強化方針

年 月 日提出

(提出者) 主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の9の14第1項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

- 第1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項
- 第2 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等(第81条の35第1項第2号に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。)における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項
- 第3 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針
- 第4 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項
- 第5 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項
- 第6 収益の見通し
- 第7 法第34条の9の14第1項の規定により適用する法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針
- 第8 法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 協同組織金融機能強化方針が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方策」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方策について記載すること。なお、銀行業高度化等会社(労働金庫法第58条の3第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。)又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。
- (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」及び「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
- (3) 「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」については、例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための協同組織金融機関等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について記載すること。
- (4) 「特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策」については、例えば、特定事態の影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、特定事態の影響を受けた者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他の地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

4. 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

特別関係協同組織金融機関等における1人以上の独立員外監事(法第34条の9の14第1項第2号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。)を含む2人以上の員外監事の選任に関する事項について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。

- (1) 2人以上の員外監事(第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。)がない場合において、1人以上の独立員外監事を含む2人以上の員外監事を確保する

ため、員外監事(独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。)を新たに選任すること。

(2) 2人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

5. 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。

6. 法第34条の2の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第94条各号に規定する体制に関する事項について、それぞれ具体的に記載すること。

7. 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項

取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分して経理する旨を記載するとともに、区分して経理する方法についてそれぞれ具体的に記載すること。

8. 収益の見通し

協同組織金融機能強化方針の提出後5年間の収益の見通しの概要について、計数を用いるなど具体的な記載に努めること。

9. 法第34条の9の14第1項の規定により適用する法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

配当に対する方針を記載すること。

10. 法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況並びにこれらに対する今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。この場合において、協同組織金融機能強化方針に記載された事項を確実に実施するための体制整備に関する事項を併せて記載すること。